

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：平成30年5月22日（火）

午前9時から10時30分

場所：文化財事務所（駒場）会議室

入沢風穴（入沢1126番地）

委員：出席9名・欠席1名

傍聴者：なし

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項 市天然記念物「入沢風穴」について

【佐久市文化財保護条例第42条の規定により、佐々木会長が議長となる。】

議長：市天然記念物「入沢風穴」について、「指定員数の確認について」、「覆屋の屋根修繕について」、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：今年の1月26日に入沢風穴の所有者である三石氏から、風穴が傷んでいるので現地を見てほしいとの連絡を受けました。そこで週が明けて29日に所有者立会のもと風穴を確認しました。

「入沢風穴」は、江戸時代に作られたとされる「第一風穴」と、昭和29年に作られた「第二風穴」の2ヶ所がございますが、現地確認の際に、「第二風穴」覆屋の屋根の破損に伴う修繕について相談がありました。

この「入沢風穴」は、昭和48年に臼田町天然記念物に指定され、その時には、すでに第一・第二風穴が存在していましたが、指定員数は「1」とされています。

員数については、指定区分が「天然記念物」であることから、第一・第二風穴を一体指定として認識して良いとも考えられます。また、覆屋の屋根修繕については、風穴を守る上で必要不可欠なものであります。

つきましては、第一・第二風穴の指定を一体として認識して良いのか、また、一体指定となった場合は、覆屋の屋根修繕については文化財保護にかかるものとして対応いたしますので、ご審議をお願いします。

議長： まず、「風穴」は、「蚕種貯蔵」に関わる貴重な文化財であると言えます。群馬県の「荒船風穴」が世界文化遺産に登録されましたが、それと同様のものがこの佐久市にあることは大変素晴らしいことであると思います。
それでは、現地で視察したいと思います。

【現地視察】 9時30分～10時00分

議長： 現地視察も終わりましたので、審議を再開したいと思います。
ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員： 現在の風穴の利用者は個人ですか。

事務局： 個人所有者の利用のみとなります。

議長： この「入沢風穴」は、先ほども述べましたが、「蚕種貯蔵」の面で、世界文化遺産の関連風穴としても良いぐらい貴重なものであると考えられます。
他にご質問はありますでしょうか。
質問が無いようですので、採決をはかります。採決の方法は挙手によることとします。
それでは、「入沢風穴」について、第一・第二風穴を一体指定と見ることに賛成の方は挙手をお願いします。

〈出席委員全員が賛成に挙手〉

議長： 賛成が過半数を超えていますので、一体指定と見ることにします。

議長： これで本日の会議事項は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
これで、議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

4 閉 会